

平成25年8月9日

第2513号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の休止（366・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（367・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による施術者の指定（368・福祉政策課）…………… 1
- 特定漁港漁場整備事業計画の変更の予定及び特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の縦覧（369・水産漁港課）…………… 2
- 第42回採石業務管理者試験の実施（370・資源エネルギー産業課）…………… 2
- 証紙売りさばきの廃止の届出（371・会計課）…………… 3
- 道路の供用開始（372・秋田地域振興局建設部）…………… 3
- 道路区域の変更（373・秋田地域振興局建設部）…………… 3

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）2件…………… 4
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（由利地域振興局農林部）…………… 4
- 土地改良区の役員の就任の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 4
- 農業委員会の交換分合計画の認可（仙北地域振興局農林部）…………… 5

告 示

秋田県告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年8月9日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	所 在 地	休止年月日
高橋内科医院	大館市長倉124	平成25年6月30日

秋田県告示第367号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年8月9日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	所 在 地	廃止年月日
安岡小児科医院	能代市若松町8番7号	平成25年5月27日

秋田県告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年8月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
靱山 雄一	—	しんまち整骨院	潟上市天王字北野223番252	柔道整復	平成25年7月8日

秋田県告示第369号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第10項の規定により、椿(船川港)地区特定漁港漁場整備事業計画を変更するので、同条第11項において準用する同条第4項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年8月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 縦覧に供すべき書類の名称
椿(船川港)地区特定漁港漁場整備事業計画変更書案の写し
- 縦覧期間
平成25年8月9日から同月29日まで
- 縦覧場所
農林水産部水産漁港課及び秋田地域振興局農林部農村整備課

秋田県告示第370号

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、次のとおり第42回採石業務管理者試験を実施するので、採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)第8条の7の規定に基づき、公告する。

平成25年8月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 試験の日時及び場所
 - 日時
平成25年10月11日(金)午前10時から正午まで
 - 場所
秋田市山王4丁目1番2号 秋田県庁総合庁舎6階大会議室
- 試験科目
 - 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
 - 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項)
- 受験申込みに必要な書類
 - 受験願書(採石法施行規則様式第9によるもの)
 - 履歴書(採石法施行規則様式第10によるもの)
 - 写真(手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)
- 受験願書用紙の交付
 - 期間及び時間
日曜日及び土曜日を除き、平成25年8月19日(月)から同年9月6日(金)までの午前9時から午後5時まで
 - 場所
秋田市山王3丁目1番1号 秋田県産業労働部資源エネルギー産業課
- 受験願書の受付
 - 期間及び時間
日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成25年9月2日(月)から同月19日(木)までの午前9時から午後5時まで
 - 場所
郵便番号010-8572 秋田市山王3丁目1番1号 秋田県産業労働部資源エネルギー産業課
(郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。)

6 受験手数料

(1) 額

8,000円

(2) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

7 合格者の発表

試験終了後15日以内に合格者に合格証を送付する。

8 開示請求の受付

(1) 開示内容

科目別得点及び総合得点

(2) 期間及び時間

日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成25年10月22日（火）から同年11月21日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 開示条件

受験者本人が来庁した場合に限り、資源エネルギー産業課内において試験の得点について口頭での請求をすることができる。

9 試験についての問合せ

秋田県産業労働部資源エネルギー産業課産業保安班（電話018-860-2286）

秋田県告示第371号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第4項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成25年8月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名

大仙市長野字六日町70番地 有限会社平鶴商店

秋田県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成25年8月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	北の又井川線	南秋田郡井川町菟田字中ノ目24番地先から字轡田210番地先まで

2 供用開始の期日 平成25年8月9日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成25年8月9日から同月22日まで

秋田県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年8月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
	旧	川添下浜 停車場線	秋田市下浜羽川字古館85番3から字下野1番4まで	5.00~17.00	1.947

県 道	新	川添下浜 停車場線	A	秋田市下浜羽川字古館85番3から字下野1番4 まで	5.00~17.00	1.947
			B	秋田市下浜羽川字古館85番1地先から字水垂36 番1地先まで	9.70~42.00	2.059

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年8月9日から同月22日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八郎潟西部干拓地区土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年7月30日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、男鹿東部土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年8月2日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鳥海町上川内堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 退任理事の住所及び氏名

由利本荘市鳥海町上川内字田代68番地	本 多 和 栄
〃 〃 字田代71番地 1	佐 藤 貞 一
〃 〃 字平根46番地 1	村 上 芳 美
〃 〃 字滝野26番地 1	高 橋 雄 紀
〃 〃 字堰ノ上 5 番地 1	佐 藤 春 男
〃 〃 字河台45番地	鈴 木 信 男
〃 鳥海町伏見字久保100番地 3	佐 藤 和 行

2 就任理事の住所及び氏名

由利本荘市鳥海町上川内字田代68番地	本 多 和 栄
〃 〃 字田代71番地 1	佐 藤 貞 一
〃 〃 字山崎56番地 5	佐 藤 晴 廣
〃 〃 字滝野26番地 1	高 橋 雄 紀
〃 〃 字堰ノ上 5 番地 1	佐 藤 春 男
〃 鳥海町下直根字間木26番地 2	佐 藤 堅 一
〃 鳥海町伏見字久保100番地 3	佐 藤 和 行

3 退任監事の住所及び氏名

由利本荘市鳥海町上川内字平根95番地 5	村 上 隆 三
〃 〃 字囲地90番地	佐 藤 長 吉
〃 〃 字西野99番地	佐 藤 吉 藏

4 就任監事の住所及び氏名

由利本荘市鳥海町上川内字平根88番地	三 船 廣 信
〃 〃 字囲地90番地	佐 藤 長 吉
〃 〃 字西野99番地	佐 藤 吉 藏

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大仙市大曲土地改良区から次のとおり役員の就任

の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年 8 月 9 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名

大仙市角間川町字布晒111番地

大仙市内小友字荒町125番地

古 谷 直 宏

伊 藤 忠 志

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第 8 項の規定により、美郷町農業委員会及び大仙市農業委員会から申請があった本堂城回地区交換分合計画について、平成25年 7 月31日認可したので、同条第10項の規定に基づき、公告する。

平成25年 8 月 9 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久